

平成 20 年度 八雲町の人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

〔 1 〕 部門別職員数の状況

区 分		職 員 数		
		H19.4.1 現在	H20.4.1 現在	増 減 数
一般行政部門	議 会	2 人	2 人	0 人
	総 務	53 人	50 人	3 人
	税 務	13 人	13 人	0 人
	民 生	34 人	32 人	2 人
	衛 生	15 人	17 人	2 人
	労 働	2 人	2 人	0 人
	農 林 水 産	23 人	21 人	2 人
	商 工	5 人	5 人	0 人
	土 木	19 人	17 人	2 人
	小 計	166 人	159 人	7 人
特別行政部門	教 育	40 人	38 人	2 人
	消 防	51 人	52 人	1 人
	小 計	91 人	90 人	1 人
公営企業等 部 門	病 院	285 人	286 人	1 人
	水 道	8 人	8 人	0 人
	下 水 道	6 人	6 人	0 人
	そ の 他	24 人	25 人	1 人
	小 計	323 人	325 人	2 人
合 計		580 人	574 人	6 人

〔 2 〕 職員の任免の状況

平成 19 年度における職員の任免の状況は次のとおりです。

区 分	退 職	採 用
人 数	39 人	36 人

2 職員の給与の状況

〔 1 〕 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

区 分	八雲町		国		類似団体	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	326,164 円	44 歳 1 月				

〔 2 〕 職員の初任給の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

区 分		初 任 給	
		八雲町	国
一 般 行政職	大卒	158,286円	170,200円
	高卒	128,712円	138,400円

〔 3 〕 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成 20 年 4 月 1 日現在）

区 分		経 験 年 数		
		10年～14年平均	15年～19年平均	20年～24年平均
一 般 行政職	大卒	275,625円	318,525円	364,684円
	高卒	233,337円	271,059円	317,482円

経験年数とは、通常、採用後の年数をいいますが、採用前に民間等の職歴がある場合は、その年数を換算率により加算してあります。

〔 4 〕 特別職・議員等の報酬の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当（平成 19 年度支給割合）		
		6 月期	1 2 月期	計
町 長	712,800円	2.10月分	2.35月分	4.45月分
副 町 長	603,000円			
教 育 長	541,800円			
議 長	270,000円	1.90月分	2.35月分	4.25月分
副 議 長	210,000円			
各 常 任 委 員 長	190,000円			
議 員	180,000円			

〔 5 〕 職員の手当の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内 容
扶 養 手 当	ア 配偶者 13,000円 イ 配偶者以外の扶養親族は1人につき 6,000円 （配偶者のいない場合1人目のみ 11,000円） （扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目のみ 6,500円） ウ 配偶者以外の扶養親族については満16歳の年度初めから22歳の年度末まで1人につき5,000円を加算
住 居 手 当	ア 家賃が月額23,000円以下の場合 月額家賃 - 12,000円 イ 家賃が月額23,000円超え55,000円未満の場合 （月額家賃 - 23,000円）×1/2 + 11,000円 ウ 家賃が月額55,000円以上の場合 27,000円 エ 持ち家の場合 5,000円

通 勤 手 当	ア 1ヶ月運賃相当額が45,000円までは全額 イ 1ヶ月運賃相当額が45,000円を超える場合 $45,000円 + (運賃 - 45,000円) \times 1/2$ (加算限度額: 5,000円) (最高支給限度額: 50,000円) ウ 自家用自動車使用の場合 $15円 \times 通勤距離(片道) \times 21日 \times 2$ (最低: 2,000円 限度額: 31,500円)																
特 殊 勤 務 手 当	特殊業務に従事する職員に支給																
時 間 外 勤 務 手 当	正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた場合に支給 $1時間当たり給料額 \times 125 \sim 160 / 100 \times 勤務時間$																
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>2.10月分</td> <td></td> <td>2.10月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.60月分</td> <td>0.75月分</td> <td>2.35月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.70月分</td> <td>0.75月分</td> <td>4.45月分</td> </tr> </tbody> </table>		期末手当	勤勉手当	計	6月期	2.10月分		2.10月分	12月期	1.60月分	0.75月分	2.35月分	計	3.70月分	0.75月分	4.45月分
	期末手当	勤勉手当	計														
6月期	2.10月分		2.10月分														
12月期	1.60月分	0.75月分	2.35月分														
計	3.70月分	0.75月分	4.45月分														
寒 冷 地 手 当	世帯区分に応じて11月から3月まで支給 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>八雲地区</th> <th>熊石地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族3人以上の世帯主</td> <td>月額26,560円</td> <td>月額25,740円</td> </tr> <tr> <td>扶養親族3人未満の世帯主</td> <td>月額25,560円</td> <td>月額24,740円</td> </tr> <tr> <td>扶養親族のない世帯主</td> <td>月額14,660円</td> <td>月額14,460円</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>月額9,800円</td> <td>月額9,600円</td> </tr> </tbody> </table> 平成20年度まで経過措置をもって減額します		八雲地区	熊石地区	扶養親族3人以上の世帯主	月額26,560円	月額25,740円	扶養親族3人未満の世帯主	月額25,560円	月額24,740円	扶養親族のない世帯主	月額14,660円	月額14,460円	その他の職員	月額9,800円	月額9,600円	
	八雲地区	熊石地区															
扶養親族3人以上の世帯主	月額26,560円	月額25,740円															
扶養親族3人未満の世帯主	月額25,560円	月額24,740円															
扶養親族のない世帯主	月額14,660円	月額14,460円															
その他の職員	月額9,800円	月額9,600円															

〔6〕ラスパイレス指数の状況

区 分	平成19年度
一般行政職	92.7

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を表します。

〔7〕給与の抑制措置状況

- ・特別職の給料減額(平成18年10月1日から平成21年9月30日まで、町長が12%減、副町長・教育長が10%減)
- ・議員の報酬減額(平成18年10月1日から平成21年9月30日まで、議長が295,000円から270,000円、副議長が230,000円から210,000円、委員長が205,000円から190,000円、議員が195,000円から180,000円に減額)
- ・職員の給料減額(平成19年1月1日から平成20年12月31日まで7%減)

3 勤務時間その他の勤務条件等の状況

〔1〕勤務時間、休憩・休息時間の状況（平成20年4月1日現在）

区分	勤務時間		休憩・休息時間	閉庁日
	始業時刻	終業時刻		
一般行政職	午前8時30分	午後5時00分	正午から45分間の休憩時間 勤務4時間につき15分間の休息時間	日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日から翌年1月4日までの日

（注）業務の性質により、上記の勤務時間によることができない勤務箇所の勤務時間は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

〔2〕特別休暇の導入状況（平成20年4月1日現在）

種類	期間
公民権行使の休暇	職員が選挙権、その他公民として権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる必要な期間
証人、鑑定人、参考人等出頭の休暇	職員が職務に関し証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合でその勤務しないことがやむを得ないと認められる必要な期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要な期間
ボランティア休暇	職員が社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められとき、一の年において5日の範囲内の期間
結婚休暇	5日以内
妊娠又は出産後通院の休暇	妊娠23週まで 4週間に1回 妊娠24週から35週まで 2週間に1回 妊娠36週以後出産まで 1週間に1回 出産後1年まで 1回
妊娠障害の休暇	7日以内
産前産後の休暇	出産予定日前6週間目から出産日後8週間目までの期間内で必要な期間
育児の休暇	生後満1年に達しない乳児を育てる場合 1日2回各45分以内
生理休暇	女子職員が生理日に勤務が著しく困難な場合 3日以内
配偶者出産の休暇	3日以内
男性職員の育児参加のための休暇	妻の産前産後期間中に当該出産に係る子又は小学校就学始期に達するまでの子を養育する男性に与えられる休暇 5日以内
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合 一の年において5日以内
忌引の休暇	死亡した者の続柄により1日～10日
法要の休暇	配偶者及び一親等の血族に限り1日
夏季休暇	7月から9月までの期間内に3日の範囲内の期間

冬季休暇	1月から3月まで及び12月の期間内に2日の範囲内の期間
地震、水害、火災等災害による休暇	次の場合に、必要と認められる期間 職員の現住居が滅失又は破損した場合で、住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められるとき 7日の範囲内の期間 交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる必要な期間 職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要な期間

〔3〕年次有給休暇の取得状況（平成19年1月1日～平成19年12月31日）

区 分	総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B)/(C)	消化率 (B)/(A)
一般行政職	9,426.0日	2,410.3日	243人	9.9日	25.6%

〔4〕その他の休暇・育児休業の取得状況（平成19年度）

区 分	病気休暇	介護休暇	育児休業
19年度中に新規取得又は前年度より継続中の職員数	47名	0名	8名

4 分限及び懲戒処分の状況

〔1〕分限処分の状況（平成19年度）

地方公務員法では、勤務成績が良くない場合、心身の故障により職務遂行に支障がある等の場合、職に必要な適格性を欠く場合または職制等の改廃等により過員等を生じた場合のいずれかに職員が該当するときは分限処分として、その意に反して、職員を降任しまたは免職することができることになっております。

また、心身の故障のため、長期休養をする場合または刑事事件に関し起訴された場合のいずれかに職員が該当するときも、分限処分として、その意に反して職員を休職することができます。

降 任	免 職	休 職	降 給	計
0人	0人	2人	0人	2人

〔2〕懲戒処分の状況（平成19年度）

地方公務員法では、職員が、法令に違反した場合、職務上の義務に違反しまたは職務を怠った場合もしくは全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合には、懲戒処分として、戒告、減給、停職または免職の処分をすることができることとなっております。

戒 告	減 給	停 職	免 職	計
0人	0人	0人	0人	0人

5 服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、地方公務員法によって職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限の義務が課せられております。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

〔1〕研修の実施状況（平成19年度）

研 修 名	受講数
新規採用職員基礎研修	1人
法令実務基礎研修	1人
法務基礎研修	3人
法務応用研修	1人
ライフプランセミナー	8人
中級職員研修	4人
政策形成初級研修	1人
税務事務上級研修	1人
初級職員研修	1人
管理能力研修	2人
クレーム対応研修	2人
上級職員研修	1人
給与制度研修	3人
コーチング研修	1人
CS（市民満足）政策形成研修	1人
メンタルヘルス対策研修	11人

〔2〕評定の状況

職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることができ、また、分限処分による降任、降給や懲戒処分による減給等の制度があります。

7 福利及び利益の保護の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について実施しなければなりません。職員は、北海道市町村職員共済組合及び北海道市町村職員福祉協会に加入し、福利厚生の充実を図っているほか、職場健診等の実施等を行っております。

〔1〕職員の健康診断の実施状況（平成19年度）

区 分	受診者数	備 考
総 合 健 診	379名	人間ドック
職 員 健 診	422名	上記対象者以外の職員の健診

〔2〕職員厚生事業の状況（当初予算）

区 分	予算額（A）	対象人数（B）	1人当たり金額 (A)/(B)
平成20年度	2,750,000円	550人	5,000円